

会議名称	平成15年度第2回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成15年7月29日(火) 14時～16時15分	
場所	杉並区役所 職員能力開発センター3階 会議室	
出席者	委員	江藤会長 市村委員 遠藤委員 大沼委員 佐々木(庸)委員 長津委員 夏目委員 花柳委員 柳澤委員 門脇委員 小松委員 鈴木委員 富本委員 藤原委員 青山委員 小幡委員
	実施機関	四居区民生活部長、佐々木区民課長、瀬沼区民課調整担当係長、菊池まちづくり推進課長、土屋まちづくり推進課推進担当係長
	事務局	山田区長 南方行政管理担当部長 高区長室長 [情報システム課] 中村課長 和久井副参事 藤本管理担当係長 村野主査 鳥居運用担当係長 小林開発担当係長 塩畑開発担当係長 丸山開発担当係長 山根主査 [総務課] 牧島副参事 大井情報公開係長 増田主事
傍聴者	3名	
配付資料	事前	・平成14年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成15年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・情報公開・個人情報保護制度 関係例規集 ・個人情報保護法等に関する関係資料 ・平成15年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問 ・平成15年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問関係資料
	当日	・杉並区電子計算組織のあらまし
次第	1 委嘱状の伝達	
	2 区長のあいさつ	
	3 審議会委員の自己紹介	
	4 事務局職員の自己紹介	
	5 会長の互選	
	6 会長職務代理者の指名	
	7 審議会の所掌事項等について	
	8 平成14年度第5回会議録の確定	
	9 平成15年度第1回会議録の確定	
	10 諮問・報告事項	
	平成14年度 杉並区情報公開制度実施状況	報告 17
	平成14年度 杉並区個人情報保護制度実施状況	報告 18
住基ネット段階的参加事務処理システムに記録する個人情報項目について	諮問 18	
本人確認情報(住基ネット)非通知申出処理に関する業務の登録について	報告 19	
本人確認情報(住基ネット)非通知申出処理に関する業務の外部委託について	諮問 19	
土地区画整理事業予定区域における市街地整備計画の策定に関する業務の登録について	報告 20	

	土地区画整理事業予定区域における市街地整備計画の策定に関する業務の外部委託について	諮問 20
	まちづくり計画に関する業務の外部委託について	諮問 21
内 容	8 平成14年度第5回会議録の確定	
	9 平成15年度第1回会議録の確定	
	10 諮問・報告事項	
	平成14年度 杉並区情報公開制度実施状況	了 承
	平成14年度 杉並区個人情報保護制度実施状況	了 承
	住基ネット段階的参加事務処理システムに記録する個人情報項目について	答 申
	本人確認情報（住基ネット）非通知申出処理に関する業務の登録について	了 承
	本人確認情報（住基ネット）非通知申出処理に関する業務の外部委託について	答 申
	土地区画整理事業予定区域における市街地整備計画の策定に関する業務の登録について	了 承
	土地区画整理事業予定区域における市街地整備計画の策定に関する業務の外部委託について	答 申
	まちづくり計画に関する業務の外部委託について	答 申

開会	
区長室長	開会のあいさつ
委嘱状の伝達	
区 長	区長のあいさつ
(区長退席)	
区長室長	<p>本日の委員の皆様の出席状況ですが、高橋委員、野辺委員、佐々木(浩)委員、茶谷委員の4名が欠席という連絡をいただいています。小幡委員については後ほど出席ということですのでご了承ください。</p> <p>開会に先立って、今期の委員の皆様方に簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。</p>
審議会委員の自己紹介	
事務局職員の自己紹介	
区長室長	情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第1項の規定に基づいて、会長を選出していただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。
委 員	江藤委員にお願いしたいと思いますが。
区長室長	江藤委員に会長をとということですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。
(異議なし)	
区長室長	ありがとうございました。それでは江藤委員にこれからの進行をお願いしたいと思います。
会 長	会長のあいさつ
会 長	最初に会長職務代理者を会長が指名することになっていきますので、私から指名させていただきます。従前からお願いしている小幡委員にお願いしようと思うのですが、いかがでしょうか。
(異議なし)	
会 長	初めに、「審議会の所掌事項について」事務局より説明をお願いいたします。
区長室副参事	審議会の所掌事項等について説明
会 長	<p>ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。</p> <p>質問等がなければ、議事録の確定ということになるのですが、議事録の処理方法について、平成14年度第5回、平成15年度第1回の会議録の取扱について、事務局よりお願いします。</p>
区長室副参事	<p>会議録の作成方法を説明。</p> <p>資料1の平成14年度第5回の会議録ですが、2カ所ほど訂正があります。13頁の上から2つ目の委員の所ですが、2行目の後半に「法令に定めがある場合」とありますが、場合の前の「と」は削除してください。それから22頁の上から6つ目の委員の所なのですが、2行目で「・・・ている者ですよね」の「者」は「もの」に修正をお願いします。以上です。</p>
会 長	資料2のほうは特にないのですか。
区長室副参事	ございません。
会 長	会議録の処理方法ですが、従前どおりのやり方でよろしいですか。
(異議なし)	
会 長	いま報告のあった資料1、資料2の会議録ですが、これについて何か訂正等はございますか。なければ、確定ということにさせていただきます。次に諮問事項に移ります。
報告・諮問事項の審議	
区長室長	諮問事項の朗読
(会長へ諮問書の提出)	
報告第17号・報告第18号	
会 長	報告17、報告18について事務局から一括して説明をお願いします。
区長室副参事	報告17号、報告18号について説明

会 長	ただいまの報告についてご質問等がありますか。
委 員	教育委員会関係の情報公開請求というのはどのようなものがあるのでしょうか。
区長室副参事	手元に公開請求の実績がないものですから記憶で申し訳ないのですが、例えば学校給食職員の給与や人件費といった情報公開請求がありました。
委 員	教育内容についてはありましたか。
区長室副参事	私の記憶している範囲ではそのようなものはございません。
委 員	教育委員会関係で「非公開」というのが1件ありますが、これについて記憶がありましたら、教えていただきたいと思います。
区長室副参事	平成12年度4月採用者5名の年齢及び総人件費という公開請求がありまして、「個人情報」と「不存在」という理由で非公開にしています。
委 員	全体的なことでお尋ねしたいのですが、先ほど、自治体というのは情報公開が前提だという区長の挨拶がありましたが、このような請求があっても公開しているとか、非公開、一部公開とありますが、本来公開しておかなければいけなかったもので、請求されたから出したというのは、何かそのような視点から見たときに、事前に公開されていたのかどうか、あるいは、していたけれど、請求者がそのことに気付かずに、公開してほしいと来たものなのかどうか。その辺との関係でいうと、全体としてどんな感じになっているのですか。
区長室副参事	<p>情報公開請求というのは、あくまでも情報公開条例に基づいて、申請者から情報を特定して請求されたものについて、実施機関のほうで、それが対象情報で、しかも区で保管しているものであれば、保管している情報をそのまま見ていただくもので、基本的に、提供とは制度の仕組み自体が全く違います。情報提供というのは請求を待つまでもなく、実施機関のほうで積極的に情報を提供し、いつでも誰でも閲覧・縦覧できるような仕組みで、情報公開とは区別しております。</p> <p>情報公開請求があったときに、すでに提供している情報であれば、そちらのほうにあるということで案内して、情報公開請求書を書いていけば、それを取り下げていただく、といった取扱いもしておりますので、基本的には、情報公開請求があるものは、提供していない情報について公開請求があると考えていただいて結構だと思います。</p>
委 員	資料5の1頁、不存在の所で不作成、「名誉昇給の昇給最高額職員に関する情報」とありますが、これはどういうことなのか、もう少しわかるように説明していただきたいと思います。
区長室副参事	当該情報については、今こちらにその写しなり原本がありませんので説明することはできません。もしお知りになりたいということであれば、改めて別途用意いたします。
委 員	言葉についてお聞きします。「名誉昇給」「昇給最高額職員」という言葉自体がわからないのですが。
区長室長	<p>私から説明いたします。「名誉昇給」というのは、例えば殉職者あるいは功績があった区の職員が退職する際に、1号あるいは2号、給与等級を上げて退職させる制度です。国家公務員からはじまって、地方公務員も同様にそうしています。勤続年数が30年以上の者で出勤状況がよく、処分を受けていない、成績が普通程度であるというような職員について、かなり一律的に名誉昇給が行われています。このことが昨今新聞等々でも話題になっております。</p> <p>そこで杉並区の状況はどうかということで、この情報公開請求があったと記憶しています。最高にもらった人がどうだったかというデータが文書としてなかったもので「不存在」ということでしたと記憶しています。名誉昇給というのは、一般的にそういったことを言っております。</p>
委 員	わかりました。
委 員	報告17の不存在、不作成の所の2番目に小さい字で、「都費負担職員」

	となっています。「平成12、13年度の都費の負担職員」というのは、ほとんどが清掃事務とかそういうことですか。ほかにもあるわけですか。
区長室長	これは学校事務の職員です。学校事務の職員の場合には、基本的に東京都費でまかなっております。区採用の職員もいますが、基本的に学校事務の場合は都費職員とっております。ここでいう「都費負担職員」というのは清掃事務とは違しまして、教育委員会の事務の職員とご理解いただきたいのです。
委員	それは今後続く制度なのですか。
区長室長	いわゆる「県費職員制度」として、全国的に市町村の義務教育学校の事務職員は県費という制度になっております。ただ、特別区は区でみるべきだ、都費ではなくすべきだというような考え方で今いろいろやっておりますが、現在、制度的にはそういったものになっております。
会長	他になければ、報告17と報告18については報告を受けたものといたします。次に諮問18と報告19、諮問19について、事務局から一括して説明をお願いします。
諮問第18号・報告第19号・諮問第19号	
区長室副参事	諮問18、報告19、諮問19について事務局から説明をするにあたって、始めに実施機関のほうから特にこの件については、説明をしたいという申出がありましたので、所管のほうから説明をしていただきます。
区民生活部長	現在の杉並区の住基ネット対応方針について説明。
情報システム課長	諮問18号について説明。
区長室副参事	報告19号、諮問19号について説明。
会長	ただいまの説明について、ご質問・ご意見はございますか。
委員	<p>3点ほど質問いたします。1点目は資料6、諮問18の2にある「システム化の規模」についてです。横浜方式をそのまま参考にするというのは非常に危険ではなかったか。杉並区は杉並区の中で、ある程度アンケートを取って動向をチェックすることができなかつたのかどうかです。これはあくまで横浜の実績を取ったので、果たして横浜の数字そのものが杉並区に使えるかどうかは非常に大きな問題だと思うのです。</p> <p>資料5、諮問18について、記録する個人情報の項目の中で問題になるのは性別です。すでにあちこちで問題になっている性同一障害者の取扱いをどう取り込むか、それを考えていかないと問題が出るのではないかと思います。</p> <p>諮問19にある委託業者に関して、富士ソフトABC(株)が委託予定になっていますが、資料6の6頁、3の「横浜方式採用にあたって」の中で、杉並区における運用を監視する第三者機関を設置することを考えているようです。委託業者を含めて、全般についての運用を監視する第三者機関をつくるのかどうか、第三者機関というのは何をもってするのか、その辺の表現が非常に曖昧ではないかと思うのですが、この辺についてご説明をお願いします。</p>
区民生活部長	非通知申出者の人数ですが、これはこれから調査するものです。いまのところは9月の調査を考えておりますが、全区民に調査をかけます。その際にどのぐらいの非通知申出者があるか。実績が横浜市しかこれまでにないものですから、ここでは一応横浜市の数値を参考にさせていただいたのです。ご指摘のように、杉並区ではこれよりもっと高くなるかもしれないし、だいぶ減るかもしれない。正直に言うと、それはわからないところです。
委員	9月1カ月間ぐらいで調査されるのですか。
区民生活部長	もし東京都や国との協議が順調に整って一定の準備期間を経て、こちらから希望票を発送します。そして、発送してから1カ月間の申出期間を置くことを予定しております。
委員	わかりました。
区民生活部長	2つ目の性同一障害の問題ですが、現在の住民基本台帳や住基の制度の中

	<p>では、性別が男女2つで分けられております。性同一障害の問題をどのように扱うかというのは、住基の問題を含めて、かなり広い社会的な問題かとは存じますが、現在のところ、住基ネットも、いま処理をしております住民基本台帳事務も、「男女の性別」ということで行うように法的にも定められておりますので、いまのところはそれに従わざるを得ないこととなります。</p>
委 員	<p>まだそういう例は杉並区ではあまりないと考えてよろしいわけですね。わかりました。</p>
区民生活部長	<p>第三者機関の問題ですが、これをどういう形のものにするかというのは、に挙げた「条例による罰則規定の整備を進める」というようなことにも関連して、これから詰めていくべき課題と考えております。住基ネットに参加した際に、一方で杉並区としてはI S M S 認証を取得して情報管理の徹底を図っていくと同時に、住基ネットは全国的な広がりを持つものですので、杉並区も全国の自治体も適正に運用しているのかどうか、さらには個人の情報のアクセスログ等の公開ができるようになるはずなのですが、そうしたものの請求を専門的に支援していただく、そんな内容を持ったものとしてつくろうということで、これから具体化に向けて検討を進めて、住基ネットに参加をするであろう来年1月ぐらいまでには何とか具体化を図っていきたいと考えているところです。</p>
委 員	<p>言葉など、わからないところがたくさんありますのでお聞きしたいのです。「非通知にしますか」「どうしますか」と聞くときに、どういう方法で住民に知らせるのか。郵送なのかどうかです。それから、住民が非通知にするとか、非通知でなくてもいいとかという申出をするときは郵送なのか、持参なのか。それぞれの区民に意見を聞くときは個人宛てなのか、世帯宛てなのか。送付書の中には一体どういうものが入っているのか。非通知の人から「非通知です」と受け取った場合、どういう方法で「受け取りました」という返事をするのか。「記録する個人情報の項目」の中にサインもあるし印影もあります。サインと印影がなぜ必要なのか。世帯コード、個人コードとはどういうものなのか、そのようなことを説明していただきたいのですが。</p>
委 員	<p>関連質問です。資料6の6頁、「横浜方式採用にあたって」という所で、「I S M S 認証の取得」という言葉がありますが、私は初めて聞いたのです。セキュリティのことは前々回ぐらいのこの審議会でだいぶ問題になっていたのですが、もう少しわかりやすく説明していただきたいのです。</p> <p>また、先ほどの部長さんの説明の中で、もし非通知があった場合には住基ネット情報の中に「職権削除という表示をする」ということでした。具体的に「ショウジョ」というのはどういう字なのか。初歩的な質問で申し訳ないのですが、教えてください。</p>
会 長	<p>他に字句についての疑問等がありましたら、ここで一括して受けますが。</p>
委 員	<p>「申出の受付、撤回」とありますが、撤回というのはどういうことなのか。それから、事務処理をホストコンピュータで処理するとありますが、「ホストで処理する」というのは、もう少し具体的に言っていたらかないと、よくわからないのですが。</p>
情報システム課長	<p>たくさん質問をいただきましたが、その中でコンピュータ、あるいはセキュリティに係わる部分について私からご説明を申し上げます。その上で、通知をどういうふうにするのかという制度の部分は、その所管のほうにお願いしたいと思います。</p> <p>まず、ホストコンピュータで処理するということについてです。杉並区にはさまざまなコンピュータがありますが、住民基本台帳システムを管理するものは最も大きなコンピュータです。わかりやすく言えば、それがホストコンピュータ、いちばん大型のコンピュータです。これで住民基本台帳システム、さらには住基ネットのシステムの一部も管理しております。</p> <p>今回諮問させていただく段階的参加事務処理システムについても、いま申し上げた大型のコンピュータを使って処理をする。ホストコンピュータでの</p>

	<p>処理というのはそういうことです。</p> <p>次に、ご質問をいただきましたI S M Sについてです。情報セキュリティ（情報の安全管理）に係わる国際基準がありまして、I S M Sというのはその国際基準を日本版に焼き直した認証制度です。情報を管理するにあたって、例えばその組織、杉並区でいえば自治体ですが、それがどういう情報資産を持つのか、どういう情報を管理するのかということの洗い出しから始まって、それぞれの情報をどのように管理したらいいのか、セキュリティをどう保っていったらいいのかという運用を行います。さらには、実際に運用できているかどうかをチェックして、もしそこに不備があれば見直しをしていく。いわゆるマネジメントサイクルに基づいたセキュリティ対策をきちんと行うことによって、その認証を取得するという制度です。大変厳しい制度ですが、自治体としては初めてその認証制度にいま挑戦しているところです。今年度中の認証取得を目指して、職員がいま対応しているところです。</p>
区民生活部長	<p>残りの部分を私から説明いたします。まず、通知や非通知の希望の申出方法ですが、これらについては横浜市ですでに実施した方式と全く同じ形で行いたいと考えております。ただ1点だけ横浜市と異なる点があります。それは、最初のご質問でありました、通知はどのような形をとるのかということです。横浜市は世帯ごとに通知をいたしました。杉並区としては、住民基本台帳ネットワークに係わる住民票コード、新たに振られる番号の通知を、世帯ごとでなく、個人ごとに行い、それに伴う非通知希望の申出通知も個人ごとに行うことを考えております。この点が横浜市との違いです。</p> <p>赤ちゃんからお年寄りまで全員に送付し、15歳以上の方についてはご自分で申出をしていただきます。15歳未満の方や何らかの理由でご自分ではなかなか申出できないというような方については、親権者など適正な権限を持った方が申し出ることができるという取り扱いをいたします。</p> <p>申出先ですが、郵送、電話、それから区民事務所等でOKという形で、まだ詳細にはっきり「この範囲」ということは決めておりません。本人からのきちんとしたお答えだということが確認できさえすれば、なるべく幅広い形で申出の希望を受けたいと考えております。</p> <p>その調査の際に送らせていただく書類関係については、いま申し上げました住民票コードも併せて通知いたしますが、この非通知申出に関しては、住基ネットとはどういうものであって、住基ネットについてこれまでどんな論点があったのか。杉並区としてはどういう経過をたどって今回この調査をさせていただくようになったのか。非常に概略的にならざるを得ないと思いますが、そうしたことを記載し、その上で今回の非通知調査の持つ意味、どういう性格のものなのか、それから非通知の申出をした後、ないしは申出をしなかった際のその後の手続の流れなどについても報告をさせていただきます。そうした書類を付け、併せて申出の方法等についても周知するというのも含めてご案内をさせていただくつもりです。</p> <p>非通知の申出があった場合に「職権削除」ということで記載されます、と申し上げましたが、意味内容としては「削除」というような意味合いで、職権によって消して除くと書くものです。</p> <p>諮問や報告事項の中に書かれている言葉について質問が出されました。まず諮問18で使われている「撤回に係る事務処理」という言葉です。1カ月間の調査期間中に、一旦は非通知の申出をしたけれども、考え直して非通知の申出を撤回したいという方は当然いらっしゃるはず。それから非通知の申出の希望をとる期間は1カ月ですが、その後いろいろ考えて、申出期間は過ぎたけれども、撤回していきたいのだというような方については、全員参加を前提にした段階的な参加方式である以上、そうした方についても撤回の申出を受けざるを得ないだろうと考えております。その都度1件ごとに処理できるかどうかというような問題は事務処理としてはありますが、できる限り幅広く撤回の申出を受けたいということで、ここでも「撤回に係る事務処理」という書き方をしているものです。</p>

	<p>諮問18と報告19で使われている「印影」「個人コード」という言葉ですが、報告19で「印影」としておりますのは、非通知の申出をしていただく際に、なるべくご本人が責任を持って出したのだということを明示するために印鑑を押していただく、ということを考えております。そうしたことから、この業務の中で「印影」というものが出てくるので、ここに記載させていただいております。</p> <p>個人コードについてですが、現在も住民票を電算で管理させていただいております。ネットというような形での接続をいたしておりませんが、区の中では電子計算機によって処理しております。その際に、区として1人ひとりに便宜的に割り振っているコード、これがここで言う個人コードです。世帯コードにつきましても同質のものです。</p> <p>諮問18で、「非通知申出のサイン」とあり、このサインとは何かというお尋ねもありました。これはあくまで、非通知申出があったということで、非通知申出のチェックというような意味合いで取っていただければありがたいと思います。私のほうで把握できましたのはその辺りかと思っております。</p>
委員	非通知という返事を区のほうで受け取ったということは、住民に知らせるのですか。また、知らせる方法はどんな方法でしょうか。
区民生活部長	いまのところ、改めて区のほうから、間違いなくこの届けをいただいたというようなことを再確認の意味でお知らせをすることは考えておりません。
委員	非通知の申込みをするときに押印するということですが、個人個人で押印することになるのですか。
区民生活部長	通知を個人宛てに行いますので、申出も当然個人が前提です。ただし、それぞれの構成員、例えば15歳以下の方について、保護者の方と15歳以下の方をわざわざ1枚ずつ別々に出してくれなければ駄目だというふうに出るか、その辺はこれからの具体的な扱い方になります。横浜市はあくまで世帯単位で行いましたが、杉並区については個人単位というところで、その辺はこれからもう少し詰める必要がある部分です。
委員	その判こというのは実印でなくてもいいということですか。
区民生活部長	特に実印とはいま考えていません。
委員	家族が皆同じものを使ったりしてもいいわけですか。
区民生活部長	いずれにしても何らかの形で本人を確認できる、「間違いなくこの方が非通知の申出をしているのだ」ということを確認することが大事でして、印影というのはその中の1つのもの、印鑑を押してあるからと言って直ちにそれで正しいとはなかなかみなし切れない部分もありますが、いろいろな点で補足していくための1つの資料です。
委員	通知を出さない人はどう処理をするのですか。
区民生活部長	非通知の希望をする方だけに届けを出していただくもので、希望する、しないにかかわらず、一切こちらにその後のアプローチがなかった方については、非通知の申出がないものですから、私どもとしては、そのまま自然に参加という形での処理をとらせていただきます。
委員	そういう処置をするならば、その通知書に具体的なことを書いて出したほうがいいのではないかと思います。
区民生活部長	非通知の申出の案内をする際に、横浜市のケースでも、「申出がない場合にはこうなります」ということもきちんと書いてありまして、それをベースにして、よりわかりやすいものにしたいと考えております。
委員	本人確認方法ですが、判は何でもいいということになった場合に、後で、押した覚えがないとかが起り得るので、署名をもらうという方法はとらないのですか。
区民生活部長	原則として自署をお願いしたいとは思っております。
委員	「自署をお願いします」ということを記入したほうがいいのではないのですか。
区民生活部長	例えば窓口で受け付けたりする場合には、運転免許証や区民証など本人の

	確認資料も出していただいて、そうした中での確認ができます。そうしたことも含めて、本人の確認をきちんと行うようなことで、これから具体的な方法を詰めたいと思っています。
委員	運転免許証のようなものは写しでも取って付けておくのですか。通常、「出してください」と言うときは、「コピーをとらせてもらいます」と言って、来た本人と合っているかどうか確認する方法をとる、重要な事項については通常そうなっているのですが、その点はどうか。
区民生活部長	運転免許証のコピーをとらせていただくとすると、それについても諮問をしなければなりません。
委員	本人の同意があればよろしいことではないかと思うのですが。
区民生活部長	方法の1つとしては考えてみたいと思いますが、少なくとも横浜市ではそこまでは行っていなかったようですので、いまのところ考えてはおりません。
委員	報告19で「事業根拠」として「平成15年6月4日の区の住基ネット対応方針による」とあるのですが、方針というのは根拠になるのですか。議会で承認されているのか、されていなくても方針というものが根拠になるのか、一般的にどうなのか説明していただきたいのです。
区長室副参事	これは6月4日の区長の記者会見で意思を表示しましたので、いわゆる事業決定の根拠を書かせていただいたということです。
区民生活部長	先ほどの答弁の補足をさせていただきたいと思います。窓口等で本人確認をきちんとできた場合には特段のお知らせ等をいたしません。持ってきていただいた資料なり、お尋ねした生年月日をスラスラお答えいただいたとかそういうことも含めて、本人であろうと強く推察される場合には、本人からの申出として受けます。ただし、本人確認が資料として十分整っていないであろうと判断された場合には、改めてこちらからその方の住所に、「非通知の申出が出されたけれども、確認をさせてください」というようなご案内をして更に本人確認の徹底を図りたいと考えております。 私は先ほど、「電話で」と言ってしまうましたが、電話では本人確認が十分できませんので、電話での申出ということは考えておりません。訂正させていただきます。
委員	諮問19の「外部委託業者の選定」ですが、どのような経過で選定されたのか。例えば、単なる競争入札なのか、区のほうで何社か事前調査してその上で決定したのか、その辺のところはわからないのでお聞きしたいのです。
情報システム課長	外部委託業者について、大量の個人情報を外に出してパンチ業務に当たらせるというのはセキュリティ的にもかなり問題がありますので、記載の民間事業者と契約を結んで、私どもの事業所の中でパンチ業務に当たさせます。 今回の外部委託についても、パンチ入力項目をご覧くださいますと、氏名、生年月日等個人情報に係るものがたくさんありますので、入札に付することなく、実績があり、庁内でパンチ業務を行える委託業者をお願いする予定です。
委員	表現が悪いのですが、運営については第三者監視機関による監視業務の対象にもなると考えてよろしいですか。
区民生活部長	第三機関は、先ほど申し上げましたように、住基ネットに接続した以降に動き出すものと考えておりまして、いま準備段階で処理する非通知申出の業務には直接は係わってまいりません。
情報システム課長	補足します。委託パンチ業者とは、第三者機関という形ではありません。もちろん、契約事項の中に、守秘義務契約という形でかなり厳密な契約内容を盛り込んでありますので、それで縛りをかけるという形になります。
委員	いろいろなことを教えていただけたので、私の考えを言いたいと思います。広報では、区民選択方式でやりますという説明でした。しかし今日いろいろお話を聞きまして、すべての情報を送るけれども、非通知にしたいという人には非通知だという印を付けてすべての情報を送る。いずれ住基ネット

	<p>の安全性が確認されたときには、すべての人の情報を住基ネットに登録する。それが横浜方式だということがわかったのですが、私が一生懸命広報を読んだ限りでは、区民選択方式というのは、住基ネットに接続したいという人が選択を申し出ると理解していたのです。この間区報によってアンケート調査をした結果でも、非通知を続けてほしいという希望者が67%いた。私の周りの人に聞いてみても、多くの方は、選択方式というのは横浜方式だとは思っていないのですが、これは区民に対して説明が足りないのではないかと、行政としての説明責任がまだ果たされていないのではないかと思います。</p> <p>安全性について、形式的には整ったとは言われていますが、内容を見ますと、昨年8月の時点で、接続しないといていたのが矢祭町だけでしたが、今回の第二次稼働では国立市も接続しないといています。安全性ということを根拠にして、接続しないといているわけです。Eメールで山田区長も、安全性には不安があるとおっしゃっているわけですから、こんなに急いで住基ネットに接続することはおかしいのではないかと私は思います。</p> <p>安全性が確認された時点で、全員の住基ネットへの参加を決定するということなのですが、先ほどの説明を伺っていると、この参加はどうか、非通知の申出をした区民に知らされないということらしいので、これは少し急ぎすぎではないか。もっと区民に説明を徹底して、それから皆さんの意見を聞くのが筋ではないかと思います。</p>
委員	<p>会の進め方なのですが、こういう大きな問題については質疑をしていただく。発言した方はいいけれど、まだ発言してない方もいらっしゃるわけだから、質疑をきちんとして、その後質疑を終結して意見を求める。意見についても、住基ネットに反対は反対で結構ですが、我々は諮問事項についての意見を言うべきで、その辺、議事の整理をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
会長	<p>その辺の区分けがなかなか難しいのです。先ほどから質疑がだいが出ていますが、そちらの列からは全然出てない。だから皆さんお分かりなのかと思っっているのです。そろそろ時間も来ているとは思いますが、何かまだあるのでしたら、ご発言いただきたいと思うのです。とにかく今日ははじめてで、従来とメンバーもだいが替わっているのです。そうすると、今まで続けてきた方よりは知識量という点で、どうしても欠けています。若干時間がかかるのはやむを得ないかと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。ほかにございますか。</p>
委員	<p>横浜方式に基づいて12万4千人余の処理をするというのが、とりあえずの数というお話がありました。資料によると、それで大体4カ月ぐらいかかるということなのですが、多くなった場合には、順調に三者間の合意ができた場合でも、全体の処理が完了してからスタートする。杉並区はその時点で、参加する人は参加する、参加しない人は参加しないという形で通知がされてスタートしていく。そういう捉え方でいいのかという点だけ聞いておきたいのです。</p>
区民生活部長	<p>仮に12万いくつという想定が倍になったとしても、東京都に送信する日数的な意味で新たに係わって出てくるのは、せいぜい数日です。そのぐらいの単位で延びるか延びないかですので、非通知希望者が増えても増えなくても変わらないというふうにとっていただいて構いません。</p>
委員	<p>非通知の希望者が倍ぐらいになっても、処理の日にはそんなに関係がないということですか。</p>
区民生活部長	<p>はい。</p>
委員	<p>「職権消除」とはいつでも全情報が送られるわけですから、悪意のある人へのぞかれて悪用される危険性があると思うのです。</p>
会長	<p>その辺が難しいので困っているのですが、ここは諮問に対しての審議を行う場です。住基ネットそのものに参加するか、しないかをここで決めるということになると、それは筋違いになってしまうのです。</p> <p>ご意見・ご質問が特になければ、諮問18と諮問19は決定、報告19は</p>

	<p>受けたことにいたします。</p> <p>次に報告20と諮問20を一括して説明をお願いします。</p>
報告第20号・諮問第20号	
区長室副参事	報告20号、諮問20号について説明。
会 長	ただいまの説明についてご質問・ご意見等はございますか。特になければ、諮問20は決定、報告20は受けたことにいたします。最後に諮問21について説明をお願いいたします。
諮問第21号	
区長室副参事	諮問21号について説明。
会 長	ただいまの説明についてご質問・ご意見等はございませんか。
委 員	調査は何か月ぐらいかかるのですか。
まちづくり推進課長	8月に発注して年度一杯と考えております。
委 員	阿佐谷・高円寺区域というのは、その区域全般なのでしょうか。それとも飛び飛びで、あちらこちらということなのでしょうか。
まちづくり推進課長	阿佐谷の南の区域と高円寺の北の一部で、具体的に申し上げますと、青梅街道と中杉通り、中央線と高南通りに囲まれた区域、中央線の北側については、高円寺駅から早稲田通りの方へ向かう部分、それから早稲田通りを西側に少し行ってまた中央線を折れてきた部分ということで、区域的には阿佐谷南と高円寺北の一部です。特にその区域が密集市街地ということで、危険な区域であると言われておりますので、そこについて調査を行うものです。
会 長	他になければ、諮問21は決定といたします。本日の諮問、報告等は終わりました。それでは答申案文を配っていただきます。
（答申文配付）	
会 長	この答申案でよろしければ、審議会の答申として決定したいと存じます。事務局から区長宛てに答申を渡していただきます。
（答申文を区長室長に手渡し）	
会 長	事務局から何かございますか。
区長室長	今日は委員が替わって初めてで、私どもも説明等に時間をかけさせていただきましたが、すべての諮問事項についてご決定いただき本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
区長室副参事	私から次回の日程について連絡させていただきます。会長と事前相談して、次回の日程は10月30日（木）午後2時から。場所は改めて連絡したいと存じますが、この日程で開かせていただきますのでよろしくお願いいたします。
会 長	本日はこれで終わります。ご協力どうもありがとうございました。